

令和4年度第1回 日野市手数料、使用料等検討委員会 議事要点録

1 概要

日 時	令和4年6月17日(金曜) 17時05分~18時00分
場 所	日野市役所本庁舎1階 101会議室
出席委員	小林眞志委員、杉崎耕一委員、谷井良委員、比留間文彦委員
事務局	(企画部)高橋部長、(企画経営課)松井主幹、永尾
説明員	(地域協働課)西山課長、中山係長
傍聴者	なし
議 事	委員長及び職務代理の選出 会議の公開・非公開の検討 調査検討事項第1号 日野市東部会館施設使用料の改定案について
記録作成	(企画経営課)永尾

2 議事録

(1) 開会

事務局より開会の挨拶をした。

(2) 事務連絡

事務局より委員会に係る事務連絡を行った。

(3) 日野市手数料、使用料等検討委員会の概要

事務局より日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱及び日野市手数料、使用料等の見直し基準について説明を行った。

(4) 検討の手順

事務局より検討手順について説明を行った。

(5) 委員紹介

各委員より自己紹介を行った。

(6) 事務局及び説明員紹介

事務局及び説明員より自己紹介を行った。

(7) 委員長及び職務代理の選出

○ 事務局

委員会設置要綱第3条第2項の規定により、互選により委員長を決めることとなっている。どなたかご推薦いただけますか。

■ 委員

長年この委員会に精通している谷井委員を推薦します。

○ **事務局**

谷井委員を推す声がありましたが、いかがでしょうか。

■ **委員**

(拍手)

○ **事務局**

ありがとうございます。谷井委員、よろしいでしょうか。

■ **谷井委員**

務めさせていただきます、よろしくお願いいたします。

○ **事務局**

ありがとうございます。

次に、委員会設置要綱第3条第4項の規定により、委員長が欠けたときの職務代理については、委員長から予め指名することになっております。谷井委員長、どなたかご指名をお願いします。

■ **谷井委員長**

以前からこの委員会で一緒にやらせていただいている、有識者委員の杉崎委員を指名したいと思います。

○ **事務局**

よろしいでしょうか。

■ **委員**

(拍手)

■ **杉崎委員**

私でよろしければ、よろしくお願いいたします。

○ **事務局**

それでは、これからの進行は委員長によりよろしくお願いいたします。

(8) 会議の公開・非公開の検討

■ **委員長**

本日の傍聴希望者の有無について、事務局より報告をお願いいたします。

○ **事務局**

(会場外確認) いらっしゃらないようでございます。

■ **委員長**

それでは、本日は傍聴希望者がいらっしゃいませんので、このまま次の議題に進めていきたいと思

ます。

(9) 調査検討事項第 1 号 日野市東部会館施設使用料の改定案について

■ 委員長

それでは、調査検討事項第 1 号、日野市東部会館施設使用料の改定案について、所管部署より説明をお願いいたします。

○ 所管部署(地域協働課)

それでは、調査検討事項第 1 号、日野市東部会館施設使用料の改定案について地域協働課よりご説明いたします。

まず、資料の訂正がございますので、差替え資料について説明をさせていただきます。

資料 3 (差替後) でございます。こちらの中で、「3 維持管理経費概算」という部分の下から 2 番目の原価、一番下の基準額に誤りがありましたので訂正させていただいております。

こちらの原課、基準額の計算のもととなる資料が資料 4-3 でございます、その資料 4-3 (差替後) をご覧ください。表のうちの②物件費の欄ですが、物件費には修繕料を計上しないという定めが見直し基準にあります、こちらが含まれておりましたので修繕費を削除したものです。その結果、平成 30 年度から令和 2 年度まで物件費はゼロ円が正しい金額となります。また、その下、④の減価償却費については平成 30 年度の数値が一桁抜けてしまっております。1,603 万円が正しいところ 160.3 万円となっておりますのでこちらも訂正させていただきました。

これらの数値を変えたことによって、計算結果の原価、基準額に変更が生じたので差替えをさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

では、差替え後の資料 3 に沿ってご説明いたします。

今回の使用料対象施設は日野市東部会館でございます。こちらの施設は、温水プールやホールや会議室の貸室を行う施設となっております。今回は、温水プールに係る料金の改定となっております。現在温水プールには個人利用の料金が設定されておりますが、コースの団体貸切という設定がございません。しかしながら、現状では 20 人程度のサークルがプールをご利用され、実質的にプールのコースを占領してしまっている、という状況がございます。現在は現場の運用の中で個人と団体に相互にご理解いただきながらすみわけをしていたところですが、プールを安全快適にご利用いただくために、しっかりとコースの貸切を制度化していく必要があるということで、団体貸切の設定をさせていただきます。

3 維持管理経費概算をご覧ください。

こちら、見直し基準に基づいて計算したものになっております。プールは 5 コースございますが、そのうち 1 コースを 2 時間貸切った場合の基準額ということで算出しております。基準額は 5,747.8 円となっております。

それに対しまして、近隣市の状況でございますが、2 ページ目 6 近隣市の状況という表をご覧くださいませでしょうか。こちら、一番低いところで 2,200 円、一番高額なところで 3,130 円ということになってございます。

これらを踏まえて東部会館の団体貸切料金の設定をしたのが資料 4-2 でございます。基準通り算出した額が 5,747 円ということで、近隣市と比較してかなり高額になってしまうということがございますので、その点を考慮しまして、2 時間 3,000 円と設定しております。根拠としましては、団体貸切のできる団体の要件を「10 名以上」の団体と考えてございますので、大人 1 人の個人料金が今 300 円と設定されておりますので、そちらと整合性を取って 3,000 円と考えてございます。

同様の考えで、子どもについては中学生までの方には個人料金 100 円でございますので、子どもが半数以上を占める団体については 1,000 円。また障害者手帳等をお持ちの障害者の方などは免除となっておりますので、障害者が半数以上いらっしゃる団体については免除、ということで考えてございます。

ご説明は以上になります。

■ 委員長

ありがとうございました。ご質問がある方は挙手願います。

■ 委員

一団体の利用が 20 名程度とおっしゃっていましたが、それでよろしかったでしょうか。

また、東部会館条例には 2 時間を超えた場合の規定がありますが、2 時間を超えた場合はどうなるのでしょうか。4 時間は借りられないのでしょうか。

○ 所管部署

団体は現状 20 名程度の方がご利用されています。制度として、団体登録をしていただくにあたって、他のスポーツ団体も 10 名以上という規定になっておりますので、整合性を取って考えております。

また、2 時間を超えた場合ですが、個人については延長の規定がありますが、団体の貸切については 2 時間まで、とさせていただきますと思っております。東部会館のプールがそれほど大きなものではないので、団体があまり貸切ってしまうと、個人の方への影響がございます。そのため、基本的には 2 時間までで、延長はなし、と考えております。

■ 委員

東部会館のホームページの中に、障害者の方が無料になっていることについて謳っておりますでしょうか。と言いますのも、実際にそういう方をお連れした際に、現場で「タダですよ」と言われておどろきました。

○ 所管部署

申し訳ございません、ホームページの確認をしております。

■ 委員

載せておいた方がいいと思います。

あと、文書の書き方として、差替え資料 3 では「とおり」で、資料 4-3 では「どおり」と濁点があるときとない時があります。違いはありますか。

○ 所管部署

整合性がとれていない部分になります。

■ 委員

行政の文書は統一性を持つことが大事です。今後はそういったところを考えていただきたいです。もう一点、差替えの資料 3 の裏面、団体利用の規程等がありません「が」とあります。接続助詞の「が」ですが、この接続助詞を使うと前後の文脈がすごく曖昧になるので、行政の文書としては使わない方がいいです。国文法上は間違いじゃありませんが、これから十分に注意された方がいいんじゃないかなと思いました。

○ 所管部署

ありがとうございます。そこまで資料を作成する際に気が付かなかったところでございますので、頂きましたご意見、今後気をつけさせていただきます。

■ 委員

他市の方の利用の場合は、個人も含めてどうなるのでしょうか。

それと、独占をなくすことが主目的にあるようですが、ひとり 300 円で、10 人だと 1 団体 3,000 円、20 人だと 1 人当たり 150 円になるため、より占有状況を加速させるんじゃないかという危惧があります。占有状況をこの料金設定で解消できるのか、疑問があります。

20 人の方はプールをまんべんなく使われていたんだと思いますが、いかがでしょうか。20 人の方が 1 コースを使うのも大変そうですが。

○ 所管部署

他市民の利用については、現在東部会館の個人利用について、料金の分けがございません。今回の団体貸切についても、市民市外民で分けるということは考えておりません。ただ、根本的に市民と市外民の料金設定は、東部会館全体の料金見直しの際に、考えなくてはいけないと考えています。他市のプールにおいても区別している事例はありますので、今後検討しなくてはいけないと思っております。

また、団体貸切が加速してしまうんじゃないかということですが、そちらの方についても検討しております。今考えているのが、1 団体 2 時間までということですが、予約できる枠を決めてしまおうと思っております。例えば、火曜日から金曜日の 13 時から 15 時のコマであれば予約が可能とか、曜日ですらとか、団体で予約できるところを制限する。そうしたところで個人の方とバランスを取っていくことを考えております。

今までの状況ですが、20 人の方が全体に散らばって利用されるのではありません。現在、コースごとに利用が分かれていて、1 コースがウォーキングコース、2 コース、3 コースが完泳コース。4 コース、5 コースがフリーで、広い空間で自由に使っていただくという利用方法になっています。このうち、1 コースを団体の方がいらっしゃる場合に、団体用に開放して使っていた、という状況です。団体の方がいらっしゃる時間は、一般の方がウォーキングコースを使えない状況になっていましたので、これを整理したいと考えております。

■ 委員

先ほど文言の話もありますので、ビジネス的な観点からお話させていただくと、差替え資料 4-3 の

計算基礎の欄で、年間従事時間と①人件費にカンマが入っておりません。おそらく Excel の設定上の問題だと思われませんが、これだと 4 千 3 百 6 十 8 円ではなく、よんさんろくはち円になってしまいます。カンマは入れた方がいいかなと思います。

こちらも主題と離れてしまいますが、この東部会館ができてからかなり年数が経っておりますが、減価償却費はまだ残っているのでしょうか。

○ 所管部署

プールについては、令和元年度で終わりました。建物自体にはまだ残っています。それぞれ電気工作物が 50 年、建物自体は 47 年、冷温水発生器が 10 数年と、設備ごとに耐用年数で分かれています。

■ 委員

30 年過ぎていて減価償却費があり、長いなあと思ったところです。わかりました。

■ 委員

他市との試算で、今 3,000 円という案が出ましたが、反対するものではありません、いろんな意味合いから妥当だと思います。築 50 年程度経っている建物も市内には多くあり、建替え、修繕などものすごい金額がこれからかかってくる状況。そうしたことからすると致し方ない。ここでボイラーの取換えもかなりの金額が 1,400 万円、管理費などからすると、日野市の行財政からするとアップはしょうがないと思います。

個人的には、子どもさんも 100 円とありますが、できることなら無料化して、大人の方を値上げすべきでは、ということも意見として申し上げておきたい。

5 つの他市の事例を見ると、平均すると 3,000 円を割ってくると思います。それを考えると、市民の方にきちっと説明できるように積算をしていただければ、原案でも問題ないのかなと思います。

○ 所管部署

説明の方はしっかりとさせていただきます。

ボイラーの修繕等も発生して、経費がかかっております。東部会館全体の料金も 4 年に 1 度で、来年度見直しをいたしますので、そこで考えていきたいと思っております。

■ 委員長

それでは、意見が出尽くしたようですので、市から提案のあった改定案が妥当であったかについて決定をしたいと思います。

妥当でないというご意見がありましたらお願いします。

■ 委員

(意見なし)

■ 委員長

ありがとうございます。次に妥当であるという意見がありましたらお願いします。

■ 委員

他市と比較しても、団体の利用状況を考えても、妥当と考えます。

■ 委員

今までコース貸しが無かったのがおかしい。一番危惧するのは市民のトラブルで、トラブル化を防ぐ意味でも交通整理はきちっとしておいた方がいいと思います。金額はともかくとして、本案には賛成です。

○ 所管部署

申し訳ございません、先ほどのホームページについて、確認が取れました。減免の規定について記述がありました。

■ 委員

それは良かったです。

■ 委員長

それでは、意見が出そろいましたので採決に移ります。

議事の決し方については、要綱に特段の規定がありませんが、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合には委員長が決するというかたちでいかがでしょうか。

■ 各委員

お願いします。

■ 委員長

それでは、改定案が妥当とする方は挙手をお願いします。

挙手は4名でした。

調査検討事項第1号の改定案について、当委員会としては、「妥当である」との結論に至りました。事務局に申し上げます。調査結果及び意見については、報告書に遺漏なく記載し、後日確認のため提出願います。

○ 事務局

かしこまりました。

(10) 今後の予定

○ 事務局

今回の開催について、ご説明させていただきます。次回については書面上での開催とさせていただきます。本日の検討結果を報告書にまとめまして、6月末をめどに皆様にメールにて送信を差し上げる予定です。お手数ですが、報告書案をご確認いただきまして、確認結果については意見と併せてメールでご返信いただくようよろしくお願いいたします。詳細については報告書送信時に併せてご案内させていただきます。

その後の流れについてでございます。報告書が確定したのち、市内部で検討のうえ、市長が改定すべきかの判断をいたします。改定すべきということになれば、9月に議会が開催される予定ですので、そちらに改定案を上程し、市議会でご審議いただくこととなります。可決された場合には、周知期間

を3カ月以上十分な期間を取り、令和4年4月から施行ということで予定をしております。

最後に、会議資料についてのご相談をさせていただきたいと思います。今回、メールで送信し、重ねて紙でもお送りさせていただいています。会が始まる前にご意見をいただきましたが、環境面からも、今後メールの送付だけでよろしいでしょうか。

■ **各委員**

結構です。

■ **委員**

追加資料も含めて、差替え資料も含めて。ただミスは起こさないように気を付けていただいて、皆さま事前に読み込むと思いますので、十分でございます。

○ **事務局**

ありがとうございます。

当日ご覧になっていただくものも、紙に印刷してお持ちいただくのも大変だと思います。ディスプレイを会場に配置して、こちらに投影してご覧になっていただこうかなと思いますが、いかがでしょうか。

■ **委員**

事務所で印刷してしまうから大丈夫です。

○ **事務局**

必要な場合については、印刷してお持ちいただいてももちろん結構でございます。そうしたかたちで電子化を進めさせていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

■ **委員**

配布資料については、電子メールで十分で、不要です。差替え資料が間に合えば、メール等でいただければ大丈夫です。

○ **事務局**

ありがとうございます。事務局よりは以上でございます。

■ **委員**

委嘱状についてもこんな厚い紙じゃなくて、印も省略でいいです。

■ **委員**

余談でいいですか。式次第の中で公開非公開の項がありますが、議事録は会議の終了後一定の結論が出てから。結論が出る前に、3,000円ということが周知されてしまうと良くないのでは。公開を原則としますと書いてありますが、前提として疑問があるが、どうなのかなと思いました。

○ **事務局**

公開・非公開の判断は難しいところですが、お越しいただく前に、非公開なのであれば予め周知しな

いと、会場に来てから非公開となっても、というところがあると思います。次回以降、会議を開催する前に、事務局の中で考えまして、事前にご相談させていただく必要があれば、そのようにさせていただきたいと思います。おっしゃる通りと思います。

■ 委員

この会だけじゃなくてすべてそうだと思います。たまたま今日は来てないですが、最初の段階で守秘義務がありますので、ということでもしっかり言っていただくということで。一方で公開が原則というものもありますので。

■ 委員

教育委員会を傍聴しても、人事案件は非公開で退席する、ということもしていますね。

○ 事務局

ありがとうございます。

■ 委員長

傍聴者の方に誓約をとるなど、方法を事務局で考えてくださいますようお願いいたします。

■ 委員

いいですか。見直し基準は公式で出しているんですよね。一つの例で、9ページ(1)の維持管理経費「等」となっており、一方で経費「など」という記載もありますが、これは意味は同じですか、違いますか。

○ 事務局

すみません、作成した段階でどういう意図があったか、という確認をしておりません。ただ、趣旨としては違いはないと思います。

■ 委員

意味が違えばいいんですが、違わないのであればどちらかに統一すべきだと思います。かなりそういう部分もありますので。

■ 委員長

先ほど、事務局の方から今後の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

■ 委員

(なし)

(11) 閉会

委員長により閉会された。